

福祉民生常任委員会会議録

平成22年11月16日

北 見 市 議 会

午前 9時58分 開 議

○(桜田委員長) ただいまから福祉民生常任委員会を開会いたします。

事務局より諸般の報告をいたさせます。

○(辻 局長) ご報告を申し上げます。

ただいまの出席委員数は8名、全員出席であります。

以上であります。

○(桜田委員長) 本日は、陳情審査に先立ちまして、11月1日付で所管部に人事異動がありましたので、それぞれ自己紹介を予定しております。

暫時休憩いたします。

午前 9時58分 休 憩

午前 9時58分 再 開

○(桜田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず初めに、保健福祉部から異動に伴う自己紹介をいたさせます。

○(藤澤部長) おはようございます。11月1日付で人事異動がございましたので、職員の自己紹介をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

保健福祉部長を拝命いたしました、藤澤和弘でございます。保健福祉部次長、地域医療対策室参与も兼務してございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○(桜田委員長) 暫時休憩いたします。

午前 9時59分 休 憩

午前10時00分 再 開

○(桜田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、常呂総合支所保健福祉課から異動に伴う自己紹介をいたさせます。

○(白石総合支所長) おはようございます。11月1日付の職員の配置がえに伴いまして、常呂総合支所の職員に異動がございましたので、自己紹介をさ

せていただきます。よろしくお願いいたします。

○(磯谷係長) おはようございます。常呂総合支所保健福祉課国保介護担当係長の磯谷進でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○(桜田委員長) 暫時休憩いたします。

午前10時00分 休 憩

午前10時01分 再 開

○(桜田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、先の定例会におきまして当委員会に付託されました陳情第2号子ども医療費を小学校就学前まで完全無料化を求める陳情書を議題といたします。

本日は付託後最初の委員会ですので、初めに委員会として、陳情提出者を参考人として招致するかどうか皆さんにお伺いしたいと思います。

ご意見のある方は発言願います。

○(鎌水委員) この陳情書の趣旨は十分伝わっておりますし、先の定例会でこの資料として添付されている熊谷委員の一般質問の経過も読み取れますので、参考人の招致をしてまで説明を受ける必要はないと思いますのでお取り計らいをお願いします。

○(桜田委員長) ほかにご意見のある方はいらっしゃいませんか。

○(熊谷委員) 私、基本的には参考人として陳情者の意見を述べる機会を与えるのがある意味では基本的なルールでないかと思えます。ただ、今鎌水委員言われたように基本的にそういうことだということ、それからあと12月議会がもう間近に迫っているということで、いわゆる審議日程との関係で、そういう意味では今回はやむを得ないというように思います。

○(高橋委員) 参考人の招致の関係でありますけれども、私どもとしても鎌水委員のおっしゃるとおりこの陳情の趣旨については十分に理解をするものでありますので、あえて参考人招致をしなくても十

分議論が出来るものと考えますので、そのよう
に取り計らいいただければと思います。

○(桜田委員長) ほかにご意見のある方はいら
っしゃいませんか。

それでは、一通りご意見をお伺いいたしました
ので、当委員会といたしましては本陳情につ
いて、参考人の招致を行わないことに決定
させていただきましたと思います。

暫時休憩いたします。

午前10時04分 休 憩

午前10時04分 再 開

○(桜田委員長) 休憩前に引き続き会議を開
きます。

次に、本陳情にかかわり正副委員長で協
議いたしまして、事前に理事者に資料を
求めていますので、提出されてお
ります資料に基づき理事者の説明を
求めます。

○(藤澤部長) それでは、陳情第2号子
ども医療費を小学校就学前まで完全
無料化を求める陳情書にかかわり
まして、現在北見市で実施して
おります乳幼児等医療費助成
制度の概要、また北海道内
における乳幼児等医療費助
成の自己負担額等の状況につ
いて、担当課長より委員会
資料に基づき説明をいたさ
せますのでよろしくお願い
いたします。

○(高畑課長) おはようござ
います。では北見市の
子供医療費の助成制度
につきまして、委員
会資料に基づきご
説明させていただきます
が、申しわけござ
いませぬ、1カ所、
資料の訂正をお願
いしたいと思います
です。

資料4ページ、下段のオ
ホーツク管内という
枠の中で、美幌町と
書くべきところを
美幌市となっております
ので、資料をその
ように訂正をお願
いしたいと思います
です。申しわけござ
いませぬでした。

では、資料に基づ
きましてご説明さ
せていただきます
。資料1ページを
お開きください。
北見市医療費助
成制度につきまして
の概要でございます
が、医

療費助成制度は、
北海道で実施して
おります医療給
付事業の補助事
業を基本に、乳
幼児等医療費助
成、重度心身障
害者医療費助
成、ひとり親家
庭等医療費助
成の3制度を
実施して
おります。

助成の対象者につ
きましては、乳
幼児等医療費助
成では、小学
校就学前の乳
幼児並びに小
学生を対象に
、次の重度心
身障がい者医
療費助成では
、身体障害
者手帳の1級
、2級及び3
級の内部障
害の交付を受
けた者、及び
養育手帳のA
判定を受けた
者、並びに
精神障害者保
健福祉手帳の
障害等級が1
級に該当する
者を対象に
、次のひとり
親家庭等医療
費助成では
ひとり親家庭
の母または父
及び18歳未
満の子を対象
として
いるところ
でございます。

次に、所得制限
につきま
しては、それ
ぞれの制度
で児童手当
、特別障
害者手当
、児童扶
養手当に
準拠して
いるところ
ござ
います。

次に、助成の
範囲につ
きま
しては、乳
幼児等
医療費
助成
では、乳
幼児は
入通院
、小学生
は入院
のみ、
重度心
身障
がい者
医療費
助成
では
入通院
を、た
だし
精神
障害
者保
健福
祉手
帳の
障
害
等
級
が
1
級
の
方
に
つ
き
ま
し
て
は
通
院
の
み
。ま
た、
ひ
と
り
親
家
庭
等
医
療
費
助
成
で
は
父
ま
た
は
母
が
入
院
の
み
。児
童
に
つ
き
ま
し
て
は、
入
通
院
と
な
っ
て
お
り
ま
す。

次に、自己
負担につ
きま
しては、3
制度
とも
共通
で原則
1割負
担と
して
お
り
ま
す
が、4
歳未
満の
乳幼
児や
市民
税が
課税
され
てい
ない
世帯
につ
きま
して
は、
より
福祉
的措
置が
必要
なこ
とや、
少子
化対
策の
観点
から
受診
抑制
とな
らな
い程
度の
額と
して、
初診
時
のみ
医科
580
円、
歯科
510
円、
柔整
270
円を
負担
する
初診
時一
部負
担金
とし
て
い
る
と
こ
ろ
ご
ざ
い
ま
す。

また、訪問
看護に
つ
き
ま
し
て
は
基本
利用
料を、
入院
時の
食事
療養
費の
標準
負担
額に
つ
き
ま
し
て
は、
それ
ぞれ
自己
負担
とな
っ
て
お
り
ま
す。

なお、1割
負担の
方につ
きま
しては、
負担が
過重
にな
らな
いよ
う通
院で
は1万
2,000
円、
入院
では
4万
4,400
円の
月額
上限
を設
けて
お
り
ま
す。

次に、現在
の受給
者数
につ
きま
しては、
それ
ぞれ

制度ごとに記載のとおりとなっております。

次に、助成方法につきましては、乳幼児等医療費助成については訓子府町及び置戸町との1市2町で、北見医師会との協定により、また重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費助成につきましては、北海道医師会との協定により原則現物給付とし、受給者証の未提示、または乳幼児の北見医師会以外での受診につきましては、一たん医療保険上の自己負担をしていただき、領収書を添付の上、申請をいただき償還払いを行っております。

最後に助成制度に係る財源につきましては、道並びに市が、補助対象を基準にそれぞれ2分の1、また単独助成として乳幼児の初診時一部負担金を道の基準より1年齢引き上げております。および所得制限の経過措置を行っているところでございます。

次に、資料2ページをお開きください。こちらの表は、乳幼児等医療費助成の自己負担につきまして年齢別に、また医療保険における自己負担割合をあわせて、道の基準と北見市の自己負担の比較をしたものでございます。北見市では、道基準の一律初診時一部負担金の自己負担である3歳未満を4歳未満に1年齢拡大し、3歳児の課税世帯に係る1割負担と初診時一部負担金の差額分が単独助成となっております。

また、所得制限につきましては、資料右側に下段にございます記載のとおり、児童手当の特例給付に係る基準となっております。

次に、資料3ページ、陳情に係ります無料化する場合の費用の見込みについてでございます。まず初めに、平成21年度の医療費助成制度に係る決算状況でございますが、乳幼児等医療費助成では、助成及び人件費など事業費総額2億367万9,484円に対しまして、財源は道補助金7,604万3,000円、高額療養費等返納金1,939万9,224円、一般財源が1億823万7,260円となったところでございます。

また、重度心身障がい者及びひとり親家庭等の2制度の決算状況が記載のとおりとなっております。

次に、陳情項目でございます就学前までの初診時一部負担金のみを実質的に無料化する場合におきまます費用につきましては、3事業合わせて2,200万円の費用が必要と見込んでおります。

また、所得制限を撤廃し、就学前まで自己負担なしの完全無料化をする場合では、3事業合わせまして約5,100万円が必要と見込んでいるところであり、すべて単独助成となります。

なお、乳幼児等の所得制限該当者数は、現在把握しております分として3事業合わせて96人、うち乳幼児43人、小学生53人となっております。

続きまして、資料4ページをお開きください。道内における乳幼児等医療費助成の自己負担等の状況でございます。表につきましては、住民税の課税及び非課税世帯別、年齢別に自己負担につきまして三角が初診時一部負担金、二重丸は1割負担をあらわしまして、網掛け部分がそれぞれ独自に自己負担の軽減を図っているものでございます。

上段が道基準と北見市の比較、中段が道内主要都市の状況、下段がオホーツク管内の状況でございます。主要都市では小樽市、釧路市、江別市を除きオホーツク管内におきましても方法はそれぞれですが、自己負担の軽減が実施されております。なお、所得制限につきましては、苫小牧市のみが撤廃している状況となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○(桜田委員長) 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

○(熊谷委員) 今回、資料でも出していただきましたけれども、私一般質問でも取り上げました。この間、かなりの回数、本会議でもやりとりをさせていただいて、そういう意味ではだいたいいつも同じパターンなのです。やれというように言うと、ほかの自治体の動向を見て、それから道の動向を見て、それから市の財政状況を見てという答えで返ってきていました。今、それぞれの実態については資料で示されまして、これについてはよくわかりましたけ

れども、それでいつも私本会議では、子供医療費の無料化の部分では大ざっぱなくくりで質問をしているのです。それで、2つに分けて伺いたいと思います。

今回、陳情されている事項が2つあって、1つ目は子供医療費の無料化を就学前まで拡大してくださいということで、これは具体的にいえば子供医療費の無料化となっていますけれども、今現在行われている子供医療費に対する助成のやり方で就学前まで延長してくださいと。つまり、初診時一部負担金、それから所得制限、この部分は触れないで今の制度のまま、とりあえず4歳未満となっているのを小学校就学前までということで、実質の無料化ということでの陳情だと私も理解してますし、この間陳情者とも確認しましたら、中身的にはそういうことだということでありました。

この部分についてと、それから2つ目、所得制限を撤廃し、完全無料化ですから、これは当然所得制限もなくすし、それから初診時一部負担金もなくすというこの2つの部分で陳情されていると思うのです。

それで、先ほど言いましたように、いつも私は大くりで子供医療費の無料化ということで質問しておりますので、きょうは2つに分けて、それぞれ一番の部分いわゆる子供医療費の助成制度を今のままとりあえず年齢を小学校就学前まで延長するということについて、具体的に今まで何回も他都市の状況を見て、それから市の財政状況を見て検討したいと言っているのです、この辺について、今具体的に実施の方向に向けてどういう検討がされているのかということ。

それから、所得制限の撤廃、初診時一部負担金の問題、これを含めてどういう検討をされているのかと。これを2つに分けて、保健福祉部の見解を伺いたいと思います。

○(高畑課長) 熊谷委員からご質問ございました、陳情項目にかかわりまして、現状北見市でどのよう

に考えているかというご質問でございます。

まず、1点目の現在の4歳未満まで一律初診時一部負担金の自己負担を小学校就学前まで拡大するというものでございます。平成20年度医療制度改正が行われまして、従前3歳未満の医療保険上等の2割負担という軽減が小学校就学前まで拡大されております。また、道内自治体におきましても、独自の助成ということで先ほど資料でご説明したとおり、医療保険制度にかかわりまして、拡大しているのはそのとおりでございます。北見市においても当然、検討課題という認識はしております。しかしながら、拡大につきましては先ほどご説明したとおり、財源的に単独財源として、一般財源として年間2,200万円ほどかかる見通しでございます。そういう中においては、今後の市の財政の見通し、またさらに他の少子化対策、子育て支援との整合性を図りながら今後対応していきたいという考えでございます。

2点目、所得制限の撤廃、完全無料化につきましてはでございますけれども、少子・高齢化の進展や医療保険制度の改正など、制度を取り巻く環境につきましては非常に大きく変化しております。乳幼児を初め、重度心身障がい者、ひとり親家庭に対する医療費助成制度につきましては、当然将来にわたって安定的に運営していくためには、他の公費負担医療制度の負担との公平を踏まえまして、当然応分の受益者負担としての自己負担は必要と考えております。

また、従前平成3年くらいに議会で、子供医療費の意見書というのを提出されておまして、そういう中で、国における医療費の無料化についての詳説というのがございます。私ども全道市長会、全国市長会を通しまして、それにつきましては、引き続き国に要請していきたいと考えております。

以上でございます。

○(熊谷委員) 要するに今の話だと、はっきり言えば、やるやらないという話はとりあえず置いておいて、今現在の子供医療費の助成制度を就学前まで拡大の部分でいえば、実施をすればどうなの

だろうということでの検討はされているというように受けとめました。ただ、所得制限云々の話は今、課長の答弁があったようにいろいろな部分でのほかの制度との関係等があって、なかなかそこは検討にもまだなっていないというように理解をいたしますけれども、きょう配付されております資料の中でも、道内主要都市、それからオホーツク管内を見ても、確かに三角で初診時一部負担金は残ってはいるものの、やはり相当の範囲で子供医療費の無料化が小学校まで広がっているという実態、いわゆる実質無料化ですね、一部負担金はあっても、実質1割負担、2割負担、3割負担がなくなっているという実態ははっきりしていると思いますので、この点についてはぜひもっと前向きに検討をしていただきたいと思います。

それともう一つは、これは意見として言わせていただきますけれども、所得制限の問題、それから初診時一部負担金の問題です。所得制限、やはり子育て支援をしようというのが一番この制度の趣旨だと思うのです。安心して子育てをするということ、市民にそういう政策を提供しようということであれば、あえてどの子がどうでとかという線引き、区別をする必要があるのだろうかと思っておりますし、それから、初診時一部負担金の問題でいっても、医科の場合580円ですけれども、これは受診すると各科ごとにかかるのです。例えば、子供が風邪を引いて、小児科にかかりましたと。熱なんかの関係で耳を少しやられましたと。そうしたら、耳鼻科にもかかればいけませんというときに、耳鼻科にかかるとまた初診時一部負担金がかかるという状況ですから、580円という額ではありますけれども、これが積み重なっていくと、それなりにけっこうばかにできない額にもなってしまうわけです。そういう意味では、初診時一部負担金も取り払っていただくということを、保健福祉部国保医療課においてはぜひそういう立場で、今後検討を進めていただきたいと思いますということをまず要望しておきたい思います。

あとそれからもう一つ、今課長最後に言われた、今道の制度としてあって、それに各市町村がいろいろ独自でがんばって上乗せしているということですが、これはやはり、かつての老人保険制度のように、国の制度としてやるべきだと私も思います。その点では、ぜひ引き続き要望なんかについては、強めていていただきたいということもあわせて意見として申し上げておきたいと思います。

○（高橋委員） 子供医療費の完全無料化ということで、今理事者の答弁を聞いていますと、熊谷委員の質問1、2とありましたけれども、1については前向きな検討というのですか、内部で協議をしているという話であったと思います。それはそれでいいのですがただ、我々今こういう陳情が上がってきて、この陳情をどう扱うかという議論をするときに、私は少子化対策というのですか、子育て世代の経済的支援ということでもありますから、それでは子育て世代の経済的支援というと、課長が先ほども言いました他の少子化対策の兼ね合いもあるということでしたので、私は前から言っているのですが、市長公約において少子化対策、保育料の問題、そこら辺のことを今どうとらえているかということも参考にさせていただいて、この陳情をどう扱うかという考えを私は持たなければならないと思っていますので、そこら辺のことをどうとらえたらいいのかということがどうしても頭の中にあるものですから、そのことに関して、今検討が進んでいるのかどうなのかということも、今現実のその状況として把握をしておきたいと思いますのでそのことに対して、どういう検討をなされているのかお答え願いたいと思います。

○（桜田委員長） 暫時休憩いたします。

午前10時26分 休憩

午前10時29分 再開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○（藤澤部長） 高橋委員のご質問についてでございます。市長公約で保育料の問題、また学校教育の関係で公約等が掲げられてございます。その部分につきましては、今企画財政部政策推進室と協議を重ねているところでございまして、まだ最終的には結論はでていない段階でございます。その辺、十分ご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○（桜田委員長） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（桜田委員長） なければ、暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時31分 再開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。本日の審査につきましてはこの程度にとどめ、次回改めて審査を行うこととしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「意義なし」と呼ぶ者あり〕

○（桜田委員長） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

以上で本日の委員会を終了いたします。

どうもご苦労さまでした。

午前10時31分 閉議
